

# 農家のみなさんへ

## 安心して農地が貸せる借りられる 農用地利用増進事業の利用を!!

農地を貯すと返してもらえない  
なるのではないか、返してもらら  
に離作料が必要となるのではないか  
いか、と心配して、農地を遊ばせ  
ておいても貸さないという人が多  
いようです。　このような考  
えから市内には休耕農地が点在し  
ております。

一方、農家の中には、農地を借  
り受けて農業経営の規模を拡大し  
たい農家も数多くあります。  
農地の有効利用をはかるため、  
安心して農地が貸せる借りられる  
制度ができました。これは農  
用地利用増進事業という制度です。  
これまで農地を貸したり借りた  
りするのに、農地法により、農  
業委員会に申請して許可を受けな  
いと貸し借りのできないことにな  
っていました。この制度を利用  
して農地の貸し借りを行います  
と、約束の期間がくれば確実に返  
してもらえますし、短期の貸し借  
りをくり返し、くり返し継続して  
行うことができたり、農地を返し  
てもらうとき、離作料の支払は必  
要ありません。

農業以外の仕事が忙しく農地を  
遊ばせていたり、一時縮少したい  
農家の方、農地を借り受けて農業

経営の拡大をはかりたい農家の方  
は、この制度を利用して貸し借り  
を行い、農地の有効利用をお願い  
します。

この手続は市役所産業課・農業  
委員会または農協へお申し出ください。  
そうしますと皆さま  
の間にはいつて計画的に貸し借り  
の手続を行います。

なお、すでにアンケートで貸し  
借りの希望をしてある方について  
は後日、お願いに伺いますので申  
し添えます。

保険料は二年を経過すると納め  
られなくなり年金給付に結びつか  
なくなっている当然加入資格者と  
その後継者のために特例により  
時効となつた保険料が今年の十二  
月末日までに申込み手続きを済ま  
せると特例納付できるようになります。

この機会に加入を

年金の受給

年金を受けるには六十歳で經營  
移譲をすれば六十五歳に至るまで  
有利な經營移譲年金が支給され、  
六十五歳からは農業者老齢年金が  
受けられます。

くわしいことは農協又は農業委  
員会へお問い合わせください。

イ、三十アール（三反歩）以上  
金に加入している者。

ロ、当然加入者の後継者で国民年  
金に加入している者。

加入了資格がありながら加入して  
いない人、加入していても保険料  
が未納の方は、さつそく農協の窓  
口に申し込んでください。未納の方  
は特例納付を済ませてください。

保険料は

特例納付額（時効完成期間）は  
一ヶ月につき三、六〇〇円です。  
五十四年分は一ヶ月につき三、二  
九〇円です。前納・分納制度もあ  
ります。

## 犬の飼い主の みなさんへ!!

ました。この機会にぜひ加入手続  
きをしてください。

加入手続きは

ちかごろ犬の放し飼いが多くな  
っています。保健所や市役所

で、これらの犬を捕獲しても飼い  
主がわからなくて困っています。

この場合は狂犬病予防法第四条  
（登録）第五条（予防注射）の各  
事項で、鑑札及び注射済票を犬に  
札か注射済票がついていると飼い  
主に連絡することができます。飼い  
い主の皆さん、もう一度確かめて  
必ず着けるようにして下さい。

このことは狂犬病予防法第四条  
（登録）第五条（予防注射）の各  
事項で、鑑札及び注射済票を犬に  
札か注射済票がついていると飼い  
主に連絡することができます。飼い  
い主の皆さん、もう一度確かめて  
必ず着けるようにして下さい。

なお狂犬病予防法第二十七条に  
より、第四条の規定に違反して犬  
の登録の申請をせず、又は鑑札を  
犬に着けなかつた者は三万円以下  
の罰金に処せられます。

◎犬は愛情をもつて飼いましょう。  
◎犬の放し飼いは大変危険です。  
必ずつないで飼ってください。  
大月保健所 都留市保健環境課

## 不用犬・猫の 巡回収集

（八月八日）

場所、時間については、いつも  
どおりです。（前月号広報掲載）

五十アール（五反歩）以上を耕  
作している者で、国民年金に加入  
している者

二、任意加入者